**大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和７年７月分）**

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆　その他

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 要望者区分 | 市民 | | | | |
| 要望日 | 令和７年６月17日（火曜日）  令和７年６月18日（水曜日） | | 回答日 | ― | | |
| 標　題 | 大阪市の不当要求行為対応マニュアル、不当要求行為防止啓発ポスターについて | | | | | |
| 要望等の 概要 | ・不当要求行為対応マニュアルの公開を求める。同対応マニュアルは、大阪市情報公開条例第７条第５号の非公開事由に当たると大阪市は説明するが、機密情報ではなく、事務に支障があるとは言えないと考える。  ・正当要求であっても電話を切っても問題ないと不当要求対応マニュアルに記載があると聞いたが、行政の一方的な判断で電話を切ることができるのかといえば、憲法との問題がありできない。  ・「あなたの行為は大丈夫」というタイトルの不当要求行為防止啓発ポスターを大阪市役所で見たが、アホかだけで暴言になるのか。なる可能性があるというだけである。なぜ暴言と認定しているのか。  ・当該ポスターの作成は、総務局長の決裁で作成しているとのことであるが、総務局長の専決事項なのか。 | | | | | |
|
| 対応方針 の概要 | 本件については、以下のとおり要望者へ要望等の内容確認を求めましたが確認に至らず、要望等が確定していないことから、対応方針は作成しておりません。  ・電話で内容を確認しようとしましたが、要望者の長時間にわたる一方的な発言が続き、確認できませんでした。また、当該要望が公表の対象及び公文書公開の対象になることについても説明できませんでした。  ・要望者が内容確認の方法として、メールによる内容提示を希望されたため、メールアドレスのご提供を求めましたが、応じていただけませんでした。住所についても不明で、文書による内容確認もできませんでした。  ・要望者より、改めて電話をかけるとの申し出がありましたが、それ以降連絡はありませんでした。  　上記のとおり、要望等の内容が確定していないこと、また、送付先が確認できないことから、要望者への回答は行っておりません。 | | | | | |
|
| 担当部署 | 総務局　監察部　監察課 | | | | 電話 | 06－6208－7448 |